

10 一般財団法人東京都スキー連盟選挙管理委員会規則

(根拠)

第1条 一般財団法人東京都スキー連盟(以下「本連盟」という。)の定款第50条に基づき本連盟に選挙管理委員会を置く。

(目的)

第2条 この規則は、役員及び評議員の選挙の公明かつ適正な運営を行うための手続を定めることを目的とする。

(業務)

第3条 選挙管理委員会は、次の業務を行う。

- 一 告示
- 二 届け出文書の交付
- 三 届け出文書の受付及び管理
- 四 役員選任規則第3条に規定する役員立候補の資格及び評議員選任規則第3条に規定する評議員立候補者の資格審査
- 五 選挙公報の配布
- 六 投票用紙の作成と管理及び選挙に関する文書等の作成
- 七 投票及び開票の立合人の指名
- 八 投票及び開票の管理
- 九 違反行為の判定
- 十 当選人の決定及び公示
- 十一 その他の選挙管理事務に必要な業務

(構成)

第4条 選挙管理委員会の委員は、次の手順により選出するものとする。

- 一 本連盟会長は、委員の定数に相当する数の加盟団体に対して、その会員の中から適任者1名を推薦するように依頼する。
- 二 加盟団体は、その適任者を本連盟会長に推薦する。
- 三 本連盟会長は、理事会の決議を得て推薦された会員を委員として委嘱する。
- 2 委員の定数は11名以内とする。
- 3 委員会に委員長1名及び副委員長2名以内を置く。
- 4 委員長及び副委員長は、委員の互選によって定める。

(委員の任期)

第5条 委員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

(委員の兼任禁止)

第6条 委員は、役員及び評議員の候補者になることはできない。

(委員会の招集及び議長)

第7条 委員会は、理事会又は委員長が招集する。ただし、最初の委員会は本連盟会長が招集する。

- 2 委員会の議長は、委員長とする。
- 3 副委員長は、委員長を補佐する。

(選挙の告示)

第8条 選挙の告示は、選挙期日の35日前までに行う。

(立候補の受付)

第9条 立候補の受付期間は、告示の日から立候補届出締切日までの期間を15日以上とする。

- 2 届け出に不備のある書類は、これを受理しない。

(選挙公報)

第10条 選挙公報は、原則として選挙の行われる期日の2週間前までに役員選挙については評議員に、評議員選挙については加盟団長にそれぞれ送付しなければならない。

(意見の表明)

第11条 選挙管理委員会は、理事会及び評議員会の求めに応じて意見を述べるができる。

(報告)

第12条 委員長は、総投票数、有効投票数並びに各候補者の得票数及び順位について確認し、役員選挙については理事会及び評議員に、評議員選挙については理事会及び団体長にそれぞれ報告

しなければならない。決選投票の要否についても同様とする。

(信任投票)

第13条 選挙管理委員会は、信任投票により評議員を選任する場合も、その選任管理をする。

(その他の事項)

第14条 この規則で定めるもののほか、役員及び評議員等の選挙に関する必要な事項は、選挙管理

委員会で決定する。

(改廃)

第15条 この規則の改廃は、理事会及び評議員会の決議による。

附 則

この規程は、1997年(平成9年) 7月19日から施行する。

附 則

この規程は、1999年(平成11年) 10月30日から施行する。

附 則

この規程は、2001年(平成13年) 9月29日から施行する。

附 則

この規程は、2012年(平成24年) 1月18日から施行する。

附 則 (2012年(平成24年) 8月 1日理事会決定)

この規程は、2012年(平成24年) 8月 1日から施行する。

附 則 (2015年(平成27年) 6月27日理事会決議)

附 則 (2015年(平成27年) 7月11日評議員会決議)

この規則は、2015年(平成27年) 7月11日から施行する。